

ちゅうおう 消費者だより

- P.1 霊感商法等に関連する新しい法律ができました
P.2~3 うまい話・儲け話にだまされない！
P.4 中央区消費生活展 2022を開催しました
霊感商法等に関する相談窓口・相談事例

第 **185** 号 編集発行
中央区消費生活センター
☎3546-5332
令和5年3月 ホームページ
<https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/>

令和5年1月5日施行(全面施行は6月1日)

霊感商法等の悪質な勧誘による
寄附や契約は取り消せます

霊感商法等に関連する新しい法律ができました 「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」(不当寄附勧誘防止法)

不当な勧誘によって高額な寄附をせまられ、家庭が困窮したり崩壊したりする事例が相次いで報告された問題を受けて、こうした不当な寄附勧誘を防止し、被害からの救済や再発防止を図るため新たな法律が制定されました。

寄附の勧誘を行う法人等への規制等

●寄附の勧誘を行うに当たっての寄附者への配慮義務

- ①自由な意思を抑圧し、適切な判断が難しい状況に陥ることがないようにする。
- ②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする。
- ③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにする。

●寄附の勧誘に際し、不当な勧誘行為で寄附者を困惑させてはならない(禁止事項)

- ①不退去 ②退去妨害 ③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行 ④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害 ⑤恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知 ⑥霊感等による知見を用いた告知

●借入れ等による資金調達要求の禁止

寄附の意思表示の取消し

- 禁止された①から⑥の不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合は取り消すことができる。
- 取消権の行使期間(被害にあったと気づいた時から/寄附時から、①~⑤は1年/5年、⑥は3年/10年)
- 寄附者の子どもや配偶者も将来の扶養請求権等を保全するために寄附者の取消権や返還請求権を代位行使することが可能。

※違反に対する行政措置・罰則の規定も整備。

※法律の運用に当たり、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意し、個人及び法人等の学問の自由・信教の自由・政治活動の自由に十分配慮する。

※あわせて、消費者契約法の一部改正(霊感等による告知を用いた勧誘による契約に対する取消しの対象範囲の拡大・行使期間の延長)。



法人等による寄附の不当な
勧誘の防止等に関する法律
(消費者庁)



不当な寄附勧誘行為は禁止!
(政府広報)

中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時~午後4時(祝日・年末年始を除く。)

所在地 〒104-8404 東京都中央区築地 1-1-1 中央区役所1階
<https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/>



中央区消費生活センター

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

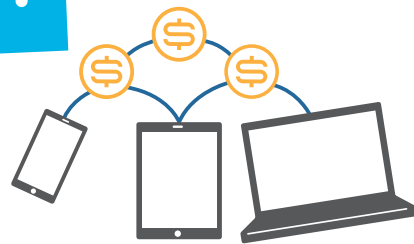
リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



うまい話・儲け話にだまされない!

SNSやマッチングアプリ、友人・知人からの誘いをきっかけとした儲け話など、甘い言葉で勧誘するトラブルが後を絶ちません。うまい話の裏には、危険が潜んでいることが多くあります。トラブルに遭わないために十分な注意が必要です。



トラブル事例1

マッチングアプリがきっかけの国際ロマンス詐欺

手口紹介

マッチングアプリで外国人男性と知り合い、無料通話アプリで頻繁に連絡を取り合うようになった。男性から「ふたりの将来のために暗号資産に投資して、一緒に儲けよう」と勧められた。暗号資産の取引をやったことはなかったが、男性に教えられたとおりに海外投資事業者のアプリをスマホにダウンロードした。そのアプリ内に口座を開設し、準備していた国内の暗号資産交換事業者の口座から100万円を送金した。利益が出たので引き出したいと男性に伝えたところ、税金や保証金を立て続けに請求され、合計約500万円を貯金や消費者金融からの借り入れで支払ったのに出金できない。男性の連絡先は無料通話アプリのIDのみで連絡が取れない。



チェックポイント

- 相手の住所や電話番号等の連絡先は教えられていますか?連絡先がSNSのアカウントだけでは、調査や追跡が困難です。
- 一度も会ったことがない相手のプロフィールに、ウソがないか調べてみましょう。相手の職業は社会的地位が高く裕福な生活をしていると語り、プロフィール写真を画像検索をすると他人の写真を転用していることもあります。
- 紹介される投資事業者は実体のない海外投資事業者が多いです。投資事業者は海外であっても日本の居住者を相手方とする場合は、金融商品取引業の登録が必要です。また、国内の暗号資産交換事業者は資金決済法上の登録が必要です。いずれも金融庁のホームページで確認しましょう。
- 海外投資事業者の口座から出金するために、税金や手数料等さまざまな名目で追加の送金を要求され、結局出金できないのが詐欺の典型例です。
- 借金やクレジット契約をする際に、ウソの使用目的や職業、年収などを申告して借りるよう指示されても、絶対に従ってはいけません。



金融商品取引業者登録一覧・暗号資産交換業者登録一覧(金融庁)

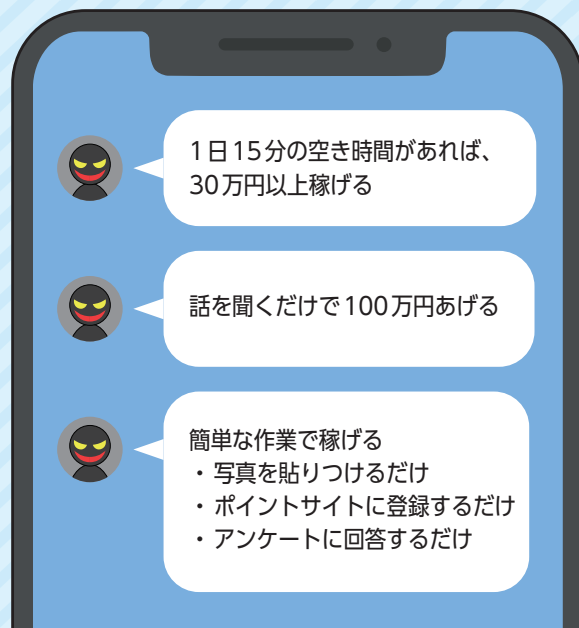
トラブル事例2

すぐに簡単に稼げると誘われた副業

手口紹介

「在宅で簡単!一日数分の作業で月数十万円稼げる」というインターネットの広告を見て、3,000円で情報商材※を購入した。その後、事業者から電話があり、「情報商材の使い方を説明したい。簡単に儲けるための有料サポートプランがあり、高額なプランだと、稼げなくても返金保証等の手厚いサポートが受けられるので安心だ」と勧誘され、50万円の有料サポートを契約した。サポート料は消費者金融で借りて支払った。ところが、指示どおりに作業しても儲からないので解約したい。

※インターネットの通信販売等で、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウなどと称し、PDFファイル等の様々な形式で販売されているもの。購入するまで内容を確認できず、広告や説明と違いあまり価値のない情報である場合があります。

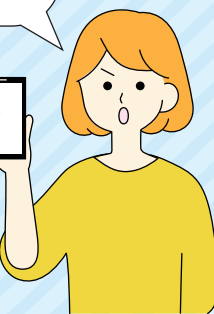


チェックポイント

- 副業で稼ぐはずなのに、「サポート料」「登録料」を請求されたら要注意!
- 「稼げなかった場合でも返金保証があるため、リスクはない」「損はしない」などと説明してくる場合がありますが、真偽を見分けることが困難です。
- 「お金がない」という断り方をすると、借金やクレジットを勧められ、「すぐに元が取れるから大丈夫」「儲かるまでサポートする」などと安心させようとしてきますが、安易に信用しないよう注意しましょう。断るときは「契約はしない」ときっぱりと伝えましょう。

だまされませんよ!

絶対もうかるから



うまい話はない!



中央区消費生活展 2022 を開催しました

令和4年11月13日（日）、月島区民センターの1階会議室において「中央区消費生活展」を開催し、多くの方にご来場いただきました。（来場者数512人）

また、消費生活講座「落語・漫才・コントのミニ講座」を4階の月島社会教育会館で同時開催し、楽しみながら学びました。

参加協賛団体

- パルシステム東京暮らしを守る会●生活協同組合 コープみらい●(一財)関東電気保安協会東京南事業本部●東京ガスネットワーク（株）東京中支店●東京都生活文化スポーツ局計量検定所●東京都水道局千代田営業所●東京都下水道局中部下水道事務所●東京司法書士会中央支部●中央区消費者友の会●中央区総務部危機管理課●中央区環境土木部環境課●中央区消費生活センター

消費生活展の様子



開運商法（靈感商法）の相談事例

- 占いサイトの広告を見て、無料で鑑定してくれるというサイトに登録した。占い師から「あなたのオーラはすごい」というメッセージをもらい、信用してしまった。やりとりには有料のポイントが必要で「今やめたら幸せになれない」と言われ、気付いたら約120万円を支払っていた。
- 新聞広告に載っていた悩み相談を申し込み、持病についての悩みを打ち明けて相談した。個室で「あなたには悪霊が取りついているので、このままではもっと病状がひどくなる。この壺を買えば間違いなく病気は治る。」と告げられ、高額な壺を購入させられた。



靈感商法等に関する相談窓口

法テラス
「靈感商法等対応ダイヤル」
9:30～17:00（平日）



法テラス

0120-005931

行政相談「きくみみ」
どこに相談してよいか分からない。
関係機関を案内します。



総務省

おこまりならまる まるくじょーひゃくとおぼん
0570-090110

犯罪による被害等の相談は
警察相談専用電話



警視庁

#(シャープ)9110

(法務省)みんなの人権110番

0570-003110

人権についてのお悩み



法務省

在外公館

(大使館、総領事館)
海外にお住まいの方は、
最寄りの在外公館に
お問い合わせください。



外務省

相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくはホームページをご覧ください。